

2019 年以降の神奈川県高圧ガス地震防災緊急措置訓練について

訓練実施方法の見直しに係る論点

指定都市域内の高圧ガス保安法に基づく許認可・指導等権限が昨年 4 月に市長に移譲された。

このことにより、高圧ガス防災体制が、地域の実情に応じて新たに構築されることとなる。

については、新たに構築される防災体制の検証と関係機関との連携体制の整備を円滑に行うため、本訓練の実施方法について、見直しを行う。

1 会場のローテーションについて

権限移譲に併せ、県域と指定都市域でバランスよく実施する。

(地域ごとの実施周期が長くなりすぎると、地域の防災体制の弱体化に繋がるとともに、職員の人事異動によりノウハウが失われるため。)

<2019 年以降>

2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
相模原市	小田原市	川崎市	横浜市

2 共催について

<2019 年以降>

共催：神奈川県、開催場所の指定都市、防災協、流保協、LP 協、ガス協、火薬協

3 訓練の主な業務と分担について

指定都市域で開催される場合の業務ごとの担当機関

業務内容	県	開催する指定都市	協会
1 会場の選定		○	
2 予算要求及び執行	○		
3 調整会議の開催及び進行	○		
4 シナリオ作成及び訓練の進行※ ₁	○	○	○
5 周辺住民対応（町内会等周知）		○	
6 広報活動※ ₂ (記者発表、議員通知、チラシ・HP の作成)	○	○	○
7 訓練本部長・講評	○	○	

※₁ 指定都市は、運送途上訓練、空気呼吸器の訓練のシナリオ確認及び進行管理。県はそれ以外の進行を管理。協会は関係する訓練のシナリオ作成及び訓練の進行管理

※₂ 広報活動は、原則県が実施することとし、指定都市及び協会は出来る規定とする。